

株式会社愛知銀行と愛知大学との連携・協力に関する協定書

令和2年8月31日

株式会社愛知銀行（以下「甲」という。）と愛知大学（以下「乙」という。）との間において、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもとに、地域、産業、文化、福祉、教育等の分野で相互に協力し、地域社会の発展や協働のまちづくりを推進するとともに、乙における教育・研究及び優れた人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に必要な支援と協力を行う。

- （1）地域の活性化に関すること。
- （2）産業の振興に関すること。
- （3）地域文化の振興に関すること。
- （4）福祉の推進に関すること。
- （5）教育及び人材育成に関すること。
- （6）その他前条の目的を達成するために必要と認められること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれからでも有効期間満了の日の2カ月前までに別段の申し出がなされないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及び成果の利用条件等必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

甲 名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社愛知銀行
取締役頭取

伊藤 行記 

乙 豊橋市町畑町1-1
愛知大学
学長

川井 伸一 